

別表第1

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
部分補強	1-1	住宅の既存部分の壁を筋かい等で補強する工事(幅90cm以上)	10点/箇所	箇所	点
	1-2	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-4	主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-5	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所	箇所	点
	1-6	柱、梁又は筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所	箇所	点

注)この表は、耐震改修工事と併せて施工するリフォーム等工事には適用しない。

別表第2

省エネ化	2-1	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	工事	点
	2-2	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、 複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	2-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所	箇所	点
	2-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m ²	m ²	点
	2-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う 暖房機器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点

別表第3

バリアフリー化	3-1	住宅内の廊下又は出入り口の幅を拡張する工事	10点/m ²	m ²	点
	3-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	3-3(1)	浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
	3-3(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点
	3-3(3)	浴槽の出入りを容易にする設備の工事(移乗台、踏み台等)	2点/箇所	箇所	点
	3-3(4)	身体洗浄を容易にする水洗器具の設置又は取替え工事	3点/箇所	箇所	点
	3-4(1)	便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
	3-4(2)	便器を座便式のものに取り替える工事(和式便所→洋式便所)	10点/箇所	箇所	点
	3-4(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点
	3-5(1)	長さ100cm以上の手すりを取り付ける工事	2点/m	m	点
	3-5(2)	長さ100cm未満の手すりを取り付ける工事	2点/箇所	箇所	点
	3-6(1)	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち 並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくする工事	10点/m ²	m ²	点
	3-6(2)	3-6(1)以外の部分の段差を解消する工事	5点/m ² 又は 2点/箇所	m ² 箇所	点
	3-7(1)	出入口の開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所	箇所	点
	3-7(2)	出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	箇所	点
	3-7(3)イ	出入口の戸に開閉のための動力装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	3-7(3)ロ	出入口の戸を吊戸方式に変更する工事	5点/箇所	箇所	点
	3-7(3)ハ	イ、ロ以外の出入口の戸に戸車を設置する等の改良工事	2点/箇所	箇所	点
	3-8	床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²	m ²	点
3-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	

別表第4

県産用木材	4	住宅に県産木材の認証合板又は県産木材(「やまがた県産材集成材」を含む)を使用した工事	2.5点/0.1m ³ (0.1m ³ 未満切捨て)	m ³	点
-------	---	--	---	----------------	---

別表第5

克雪化	5-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事	2.5点/箇所	箇所	点
	(1)	雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定するための金具を取り付ける工事			
	(2)	雪止めを設置し、又は取り替える工事 雪止め施工延長(累計)5m未満 " 延長(累計)5m以上	5点/箇所 10点/箇所	箇所 箇所	点 点
	(3)	固定式ハンゴを設置し、又は取り替える工事	5点/階	階分	点
	5-2	住宅の屋根雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	(1)	屋根の勾配を大きくする工事(概ね3寸勾配以上)			
	(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事(3寸勾配以上、雪止めなし)			
(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
5-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事(固定式)	10点/箇所	箇所	点	

別表第6

三世帯世帯	6-1	居室の床面積の合計がリフォーム工事着手前と比べ 10m ² 以上増加する工事	1点/m ²	m ²	点
	6-2	便所、浴室、脱衣所、洗面所又は台所を1カ所以上増設する工事	10点/箇所	箇所	点

合計 点